

日本国外の実務経験が技術検定の受検資格として認定されることになりました。

認定については国土交通省に事前に申請し、認定書の交付を受けた後、当センターへ受験申込を行う際に同封しなければなりません。国土交通省への申請について、審査に6ヶ月程度期日を要しますので、計画的な申請が必要になります。

詳細については国土交通省ホームページを参照してください。

リンク先：http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000680.html